

成長産業分野における事業拡大に取り組む中小企業の皆さんを応援します！

滋賀県制度融資のご案内

政策推進資金（SDGs 推進企業応援枠）

社会的課題の解決に資する産業分野において、事業拡大を行う中小企業者を支援するため、事業拡大に必要な設備資金、運転資金にご利用いただける融資制度を設けています。ぜひご活用ください。

資金使途 (※1)	社会的課題の解決に資する産業分野の事業を営んでいる中小企業者、協同組合等が事業の拡大を図るための設備資金および運転資金
融資対象者 (※2)	社会的課題の解決に資する産業分野の事業を営んでおり、当該分野においてさらなる事業の拡大を図る中小企業者、協同組合等 【社会的課題の解決に資する産業分野】 ①環境・エネルギー事業 ②医療・介護・健康関連事業 ③クリエイティブ事業 ④観光事業 ⑤防災対策事業 ⑥雇用支援・人材育成事業 ⑦保育・育児事業
融資限度額 (※3)	1億円
融資利率 (※4)	年1.25%
信用保証料 (※5)	必要に応じて保証協会の保証つき 保証料率 年0.45%～1.90%
融資期間 (※6)	設備資金 10年以内（据置2年以内） 運転資金 5年以内（据置1年以内）
担保・保証人 (※7)	必要となる場合あり（ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。）
受付機関	各商工会議所・各商工会・中小企業団体中央会
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行 滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫 京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫 京滋信用組合、近畿産業信用組合、滋賀県信用農業協同組合連合会

※1 設備資金の場合は、融資対象となる設備について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。

※2 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。

※3 融資限度額内であれば、同一年度内の複数回の利用が可能です。

※4 融資利率は、今後の金融情勢等により変更することがあります。

※5 有担保の場合は0.1%の割引があります。

※6 融資期間は1年以上となります。

※7 申込者が法人の場合は、一定の要件を満たし、保証料を上乗せすることにより、経営者保証の非提供を選択できることがあります。
このときの保証料負担率等は、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」等を参照ください。

（特記事項）

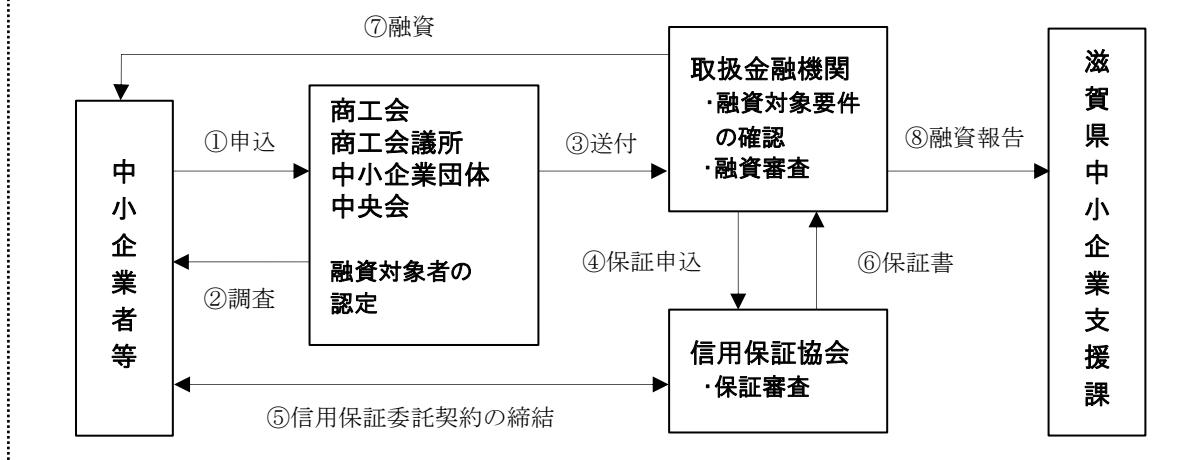
上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。

また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

令和6年4月1日現在

政策推進資金(SDGs 推進企業応援枠) 融資の流れ

融資を希望される場合は、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会にお申し込みください。



滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しており、この事業も、条例に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

しが金融ホットライン



融資に関するご相談など
中小企業の皆様の声をお聞きします！
また、県の融資制度等について
具体的な内容等をご説明します！

電話番号：077-528-3732

※留意事項

- 県が所管している融資制度等以外のご相談につきましては、内容に応じて、関係機関等を紹介させていただくことがあります。
- 苦情等につきましては、お聞きした内容を今後の対応に反映させていただくほか、必要に応じ、関係機関へ情報提供や他機関の紹介をさせていただくことがあります。
- なお、個別のトラブル等につきましては、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、ご了承ください。

お問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL : 077-528-3732
FAX : 077-528-4871